

令和6年度砥部町トラック運送事業者事業継続支援金交付要綱

砥部町告示第156号

令和6年6月20日

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー価格の高止まりや物価高騰の影響を受けているトラック運送事業者の事業継続を支援し、地域の安定した貨物輸送力を確保するため、予算の範囲内において令和6年度砥部町トラック運送事業者事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 支援金の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する一般貨物運送事業又は特定貨物運送事業とする。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する法人又は個人事業主とする。

- (1) 前条に規定する交付対象事業を営んでいること。
- (2) 町内に事業所等を有する法人又は町の住民基本台帳に記録されている個人事業主であること。
- (3) 支援金の交付を受けた後にも事業の継続をする意思があること。
- (4) 砥部町暴力団排除条例（平成23年砥部町条例第16号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団等に該当しないこと。
- (5) 町税等の滞納がないこと。

(交付対象車両)

第4条 支援金の交付の対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、次の各号のいずれにも該当するもの（被牽引車及び霊柩車を除く。）とする。

- (1) 主として貨物の運搬用に用いる車両
- (2) 令和6年4月1日時点で登録されている車両
- (3) 自ら使用権原を有する車両
- (4) 自動車検査証の使用の本拠の位置の欄に町内の住所が記載されている等、町内を拠点として使用されていると認められる車両

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、別表に定める額とする。

(交付申請及び請求)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度砥部町トラック運送事業者事業継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請車両一覧表（様式第2号）
- (2) 交付対象車両の自動車検査証の写し
- (3) 交付対象事業を営むために必要な許可又は認可を受けていることを証明する書類の写し
- (4) 誓約書（様式第3号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(申請期限)

第7条 支援金の申請期限は、令和6年11月29日（当日消印有効）とする。

(交付決定)

第8条 町長は、第6条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、令和6年度砥部町トラック運送事業者事業継続支援金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第9条 町長は、前条に規定する交付決定を行ったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

2 支援金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

(支援金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が不適当と認めたとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	1台当たり支援金
普通自動車 （被牽引車、霊柩車は含まない。）	10,000円
小型自動車	5,000円

※道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に定める普通自動車及び小型自動車（使用の本拠が町内であるものに限る。）